

(法第三条第六項第二号に規定する厚生労働省令で定める期間)
第八条の二 法第三条第六項第二号に規定する厚生労働省令で定める期間は、一年を超えない期間とする。
 (法第三条第六項第二号に規定する厚生労働省令で定める便宜)
第八条の三 法第三条第六項第二号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問による必要な情報の提供及び助言、地域社会との交流の促進、住居の確保に関する援助、生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の関係者との連絡調整その他の日常生活を営むのに必要な支援とする。

附則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十四号

最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第七条及び第三十八条の規定に基づき、最低賃金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

最低賃金法施行規則の一部を改正する省令

最低賃金法施行規則（昭和三十四年労働省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 根本 匠

(傍線部分は改正部分)

| | | | |
|-------------|--|-------------|--|
| 改 正 後 | <p>(法第四条の規定の適用についての換算) 第二条 (略) 2 (略) 3 労働基準法第四十一条の二第一項の規定により労働する労働者に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中「所定労働時間数（日によつて所定労働時間数が異なる場合には、一週間における一日平均所定労働時間数）」とあり、同項第二号中「所定労働時間数（週によつて所定労働時間数が異なる場合には、四週間における一週平均所定労働時間数）」とあり、及び同項第三号中「所定労働時間数（月によつて所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一月平均所定労働時間数）」とあるのは、「労働基準法第四十一条の二第一項第三号に規定する健康管理時間」とする。 第四条 (略) 2 (略) 3 第一項の許可申請書について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下この項において「社会保険労務士等」という。）が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この項において「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該許可申請書の提出に関する手続を使用者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該使用者の職務を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録（情報通信技術利用法第二条第五号に規定する電磁的記録をいう。）を送信することをもつて、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第四十号）第四条第一項の手続に代えることができる。</p> | 改 正 前 | <p>(法第四条の規定の適用についての換算) 第一条 (略) 2 (略) (新設) 第四条 (略) 2 (略) (新設)</p> |
|-------------|--|-------------|--|

附則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。